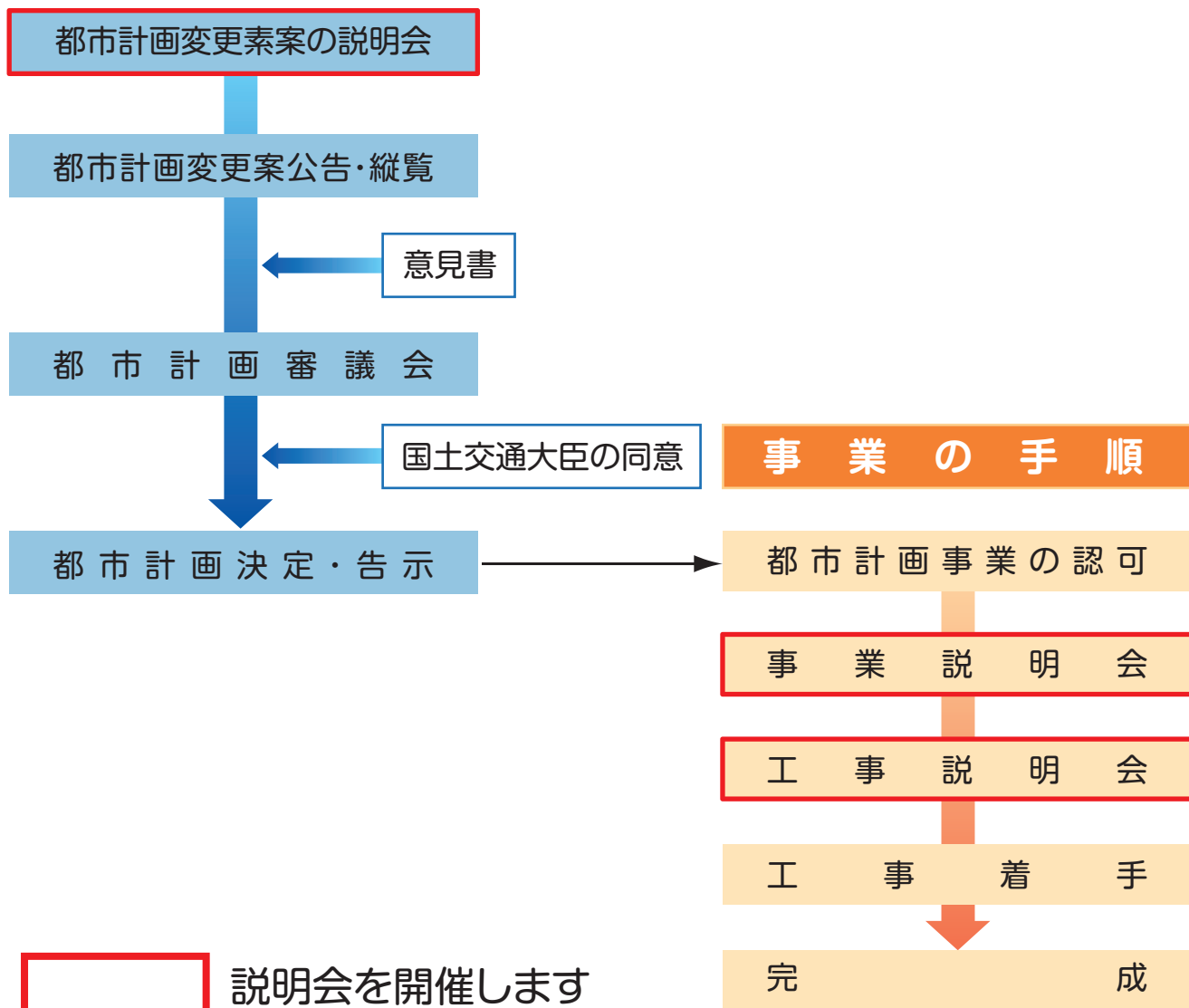


# 今後の進め方

## 都市計画の変更手続



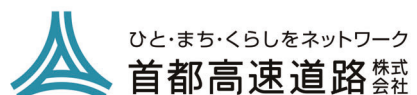
### お問い合わせ先

(都市計画に関すること)



東京都  
都市整備局 都市基盤部 街路計画課  
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1  
電話 03-5388-3294

(事業に関すること)



首都高速道路株式会社  
ひと・まち・暮らしをネットワーク  
計画・環境部 都市環境創造課  
〒100-8930 千代田区霞が関 1-4-1  
電話 03-3539-9390



東京都都市整備局  
【URL】  
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/pamphlet/>

# 東京都市計画道路 都市高速道路第1号線 都市計画変更素案

— 首都高速都心環状線（築地川区間）の更新 —



東京都

首都高速道路株式会社  
ひと・まち・暮らしをネットワーク

# 首都高速都心環状線（築地川区間）の更新

- 築地川区間は、建設後 60 年以上が経過しており、日々、点検・補修を行っているものの、コンクリートの剥離や鉄筋の腐食が生じているため、長期的な安全性の確保を目的として、耐久性の高い擁壁に更新（造り替え）を行います。あわせて、新京橋連絡路や高速晴海線との接続を見据え、分合流部における付加車線を設置する方向性としています。
- 築地川区間のうち、万年橋から三吉橋区間では、首都高速道路株式会社と中央区が連携し、更新事業とあわせて掘割部に蓋掛けします。これにより、高速道路の上部空間を活用した、憩いとにぎわいの場となるみどり豊かなアメニティ空間を創出していきます。



◀ 擁壁の損傷状況  
(コンクリート剥離・鉄筋腐食)

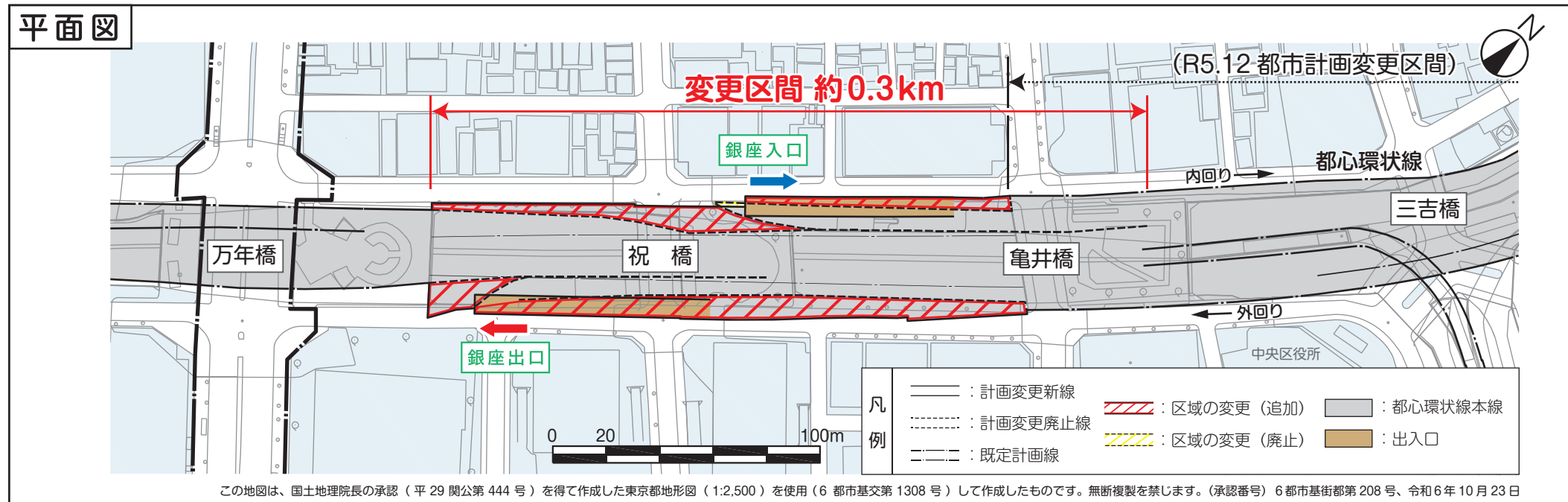


高速道路上部空間の活用イメージ

# 都市計画変更素案の内容

- 築地川区間の万年橋から亀井橋付近の区間において、擁壁の更新に伴い、現行基準を適用した擁壁構造や道路構造へ造り替えるとともに、付加車線の空間確保や道路上部空間の活用を図るため、一部区域の変更を行います。

路線名	東京都市計画道路 都市高速道路第1号線
変更区間	東京都中央区 銀座四丁目～築地一丁目
変更延長	約 0.3km
変更内容	一部区域の変更 (中央区銀座三丁目、銀座四丁目 築地一丁目各地内)



この地図は、国土地理院長の承認（平 29 関公第 444 号）を得て作成した東京都地形図（1:2,500）を使用（6 都市基字第 1308 号）して作成したものです。無断複製を禁じます。（承認番号）6 都市基街都第 208 号、令和 6 年 10 月 23 日

